

# SJクイズ ?

[ 問題編 ]

Q<sub>1</sub>

自転車の交通指導取締り状況（2017～2021年）において、検挙件数が最も多い法令違反は「信号無視」です。では、2番目に多いのは次のうちどれでしょう？

- ①しゃ断踏切立ち入り ②一時不停止 ③制動装置不良自転車運転

Q<sub>2</sub>

2022年の自転車（第1・第2当事者※）関連交通事故を相手当事者別にみると、対歩行者、対自転車、自転車単独が占める割合は15.8%です。この割合は10年前と比べ、どのように変化したでしょう？

- ①1.5倍になった ②2倍になった ③ほぼ変わっていない

※第1当事者は交通事故の当事者のうち、過失が最も重い者または過失が同程度の場合は被害が最も軽い者。  
第2当事者は過失がより軽いか、過失が同程度の場合は被害がより大きいほうの当事者。



Q<sub>3</sub>

道路交通法では、電動アシスト自転車（駆動補助機付自転車）において、モーターによる補助力が加わる速度は何km/h未満と規定しているのでしょうか？

- ①24km/h ②29km/h ③34km/h

【使用上の注意】

●営利目的での利用はおやめください ●内容の無断転載、無断改変、一部抜粋しての利用はおやめください ●その他、使用に関するご質問はお問い合わせください  
本田技研工業（株）安全運転普及本部 TEL:03 (5412) 1736

## Q1 解答 ①しゃ断踏切立ち入り

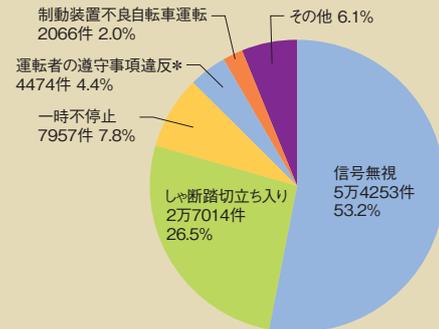
### <解説>

過去5年の自転車の交通指導取締り状況を見ると、検挙件数が最も多い法令違反は「信号無視」が半数以上で、その次に多い「しゃ断踏切立ち入り」が約4分の1を占めている。

自転車に乗っている時は急いでいると、しゃ断機が下りてきても、つい軽い気持ちで踏切に進入してしまいがちだ。しかし、自転車もクルマやバイクと同様に、踏切の直前で一時停止し、安全を確認してから通過しないと法令違反で取締りの対象となる。そのため、自転車は軽車両であるという認識をもって運転をすることが大切である。

踏切に進入後、もし、しゃ断機が下りてしまった場合には慌てず、手で押し上げるなどして踏切の外に出るようにしてほしい。

●自転車の法令違反別・検挙件数(2017年~2021年の合計)



\*運転者の遵守事項違反：傘さし運転等都道府県公安委員会が定めた禁止事項に  
出典：警察庁資料

## Q2 解答 ②2倍になった

### <解説>

2012年の対歩行者、対自転車、自転車単独が占める割合は6.6%で、10年間で約2倍となっている。

事故の相手当事者の約8割は自動車であることから、自転車は被害者という印象が強い。しかし、自転車が加害者になっているケースもあり、その割合は10年前と比較して2倍以上増えている。自転車利用者は自分が事故に遭う可能性だけでなく、事故の加害者になる可能性もあることを認識して、安全運転に努めてほしい。

●自転車(第1・第2当事者)の相手当事者別・交通事故件数(構成率)の推移(2012~2022年)



出典：警察庁資料

## Q3 解答 ①24km/h

### <解説>

道路交通法では電動アシスト自転車のモーターによるアシスト機能と人がペダルを踏む力の比率が定められており、24km/h以上になるとアシスト機能が切れるようになっている。この基準に適合しない電動アシスト自転車で道路を通行すると法令違反となり、運転者は罰則の対象となるため、購入時に道路交通法の基準に適合しているか、確認しておくことが大切である。電動アシスト自転車は普通の自転車と比べてスピードが出やすい、車体が重い、バランスを崩しやすいという特徴がある。そのため、衝突時や転倒時には重大な事故につながる可能性があり注意が必要だ。また、ペダルを踏み込むことでアシスト機能がかかるため、こぎ始める際は飛び出してしまうことがないように気をつけてほしい。

基準に適合した電動アシスト自転車でも歩道を通行する時は速度を控え、歩行者に十分注意してほしい。

**[使用上の注意]**

●営利目的での利用はおやめください ●内容の無断転載、無断改変、一部抜粋しての利用はおやめください ●その他、使用に関するご質問はお問い合わせください  
本田技研工業(株) 安全運転普及本部 TEL:03(5412)1736